

非大規模農家による多角化戦略の現状

——6次産業推進事業の申請状況にみる企業家精神——

葉 山 幹 恭

は じ め に

2011年3月1日に施工された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、「六次産業化法」と記載¹⁾）」により、本格的な農家の自立した経営を支援する活動が始まった。これまで日本の農業は、人件費が高くコスト優位のない、また大規模に農地を確保することが難しく大規模な農業を展開できず高い競争力を持つことができない、といった要因から、農業は保護すべきものという既成概念が構築され、農家も保護されなければ、農業は存続不可能という意識が当然の考え方として定着されてきた。このことは、日本がTPPの交渉への参加ということの議論において、数多くの農業団体が交渉への参加にも反対し、各地で反対集会を開いたということからも窺えることである。一部の畜産業では、大規模化によって輸入関税を考慮すれば国際競争力を持つ程度の価格を実現している場合もあるが、多くの農林水産業では、補助金なしでは各農家が経営を続けること自体が難しい状況であり、農家の経営をこれ以上成り立たなくなる可能性が生じるような農産

1) 略称については、農林水産省においても「六次産業化法」が用いられている。

品を含めた輸入関税の撤廃や削減には、団体を挙げて反対する行動は理解もできる。日本の農業による産出額は、世界的に見ても高い額であるが、日本の産業における割合としては非常に低く、農業による雇用の重要性を考慮したとしても、日本の基幹産業である自動車産業をはじめとする工業による利益が、増加すると見込まれれば、今後、農産品の輸入量が大きく増加する可能性は十分にあり、農業における経営も根本的に見直さなければならない時期に来ている。

本研究では、農林水産省がこの六次産業化法によって目指している「儲かる農林水産業の実現」が、総合化事業という生産・加工・販売の事業を総合的に行う活動によって、農家の経営にどのような効果を生み出しているのかを明らかにすることを目的としており、現状の調査からの考察と実地調査による経営状況及び経営戦略の観察からの考察を行う予定であるが、本稿は、先ず研究対象としている六次産業の現状を整理し、分析することで全体や地域ごとの経営動向を明らかにしようとするものである。

なお、使用する地域区分は、認定事業計画の累計概要等で用いられている9地域区分（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄）とは異なり、11地方区分（北海道、東北、関東、甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）を用いる。理由としては、農林水産省において使用される区分は、各地域の農政局が管轄する地域によって区分されており、土地環境や気候状況による影響を強く受ける農林水産業において9地域区分では、地域を比較するには適当ではないと考えられるためである。

1. 農業における多角化経営

今日の利益を得ることが難しい農業、特に小規模な農業を展開する事業者にとって、農業で十分な利益を得るための戦略を行うことが求められている。本来、経営の取るべき戦略としては、先ずコストを見直し、その削

減に取り組むのが一般的な方向であるが、農業では、コストを削減して利益を確保できるほどの規模である場合も大勢ではない。多くの農家が利益を得ることができない農業を続けることをやめ、農家数は減少の一途をたどっており、20年間に4割程度にまで減少している（1990年に383.5万戸あったものが、2010年には163.1万戸にまで減少²⁾）。また農業では、専門的に農業を行っているものも少なく、農業を主体的に行った場合、それ自体で十分な収益を上げることができないという表れである。それに加え、特に畜産業では、飼料価格が高騰し経営を圧迫しているなど、農業経営を取り巻く環境は、非常に厳しいといえる。こういった状況の中では、生産コストを下げるにより経営の改善を図るより、製品の付加価値の向上による経営の改善を図ることが、農業の状況から必要と考えられる。

このことを検討するため、現在の農業の成長のための方向性として、どのような方向性が適しているのかをアンゾフの成長ベクトルの考え方から、現状を考えてみる。

(1) 市場浸透

農産品の市場における浸透ということを考えれば、すでにその努力は十分に行われていると考えるのが適当である。伝統的な農産品においては言わずもがな、各地で特産とされる農産物、水産物、林産物には、産地の特色ある名称が付加されたものも多く、既存市場において消費者の認知度を高める取り組みは、各自治体などのPRにより精力的に行われている。

(2) 市場開発

市場開発については、現在の農業は地産地消が推奨され、本稿で取り上

2) 農水省「農家数と農家人口」

げている六次産業化法についても、地産地消への取り組みを含む内容となっている。よって、基本的に市場を新たに開発するというよりは、より生産地に近い消費ということを中心に取り組まれている。また、農業は市場開発よりも、国内の自給率が低い状態であることから、先ず国内の市場で海外製品がこれ以上増加しないように国内産を消費する市場を保持するという点がより重要である。このような状況以外では、海外の高級志向の強い消費市場に向けて輸出することにより、市場を開拓しようとする動きも一部では存在する。このことは市場開発としての道筋として注目すべきであるが、市場規模自体が大きくないこと、小規模では輸出コストが高くなりすぎること、農家自身での販路の開拓が容易でないことなどを考慮すれば、多くの農家で海外への輸出は選択外の方向性である。

(3) 製品開発

農業における製品開発は、製造業などと同様に積極的な研究・開発が行われている。野菜などでは、種苗会社において、より生産性が高くなるような改良や、より良質な農産物が出来上がるように研究が行われている。畜産では、家畜改良センターや各地の畜産試験場において、優秀な血統の維持や、良質な畜産物を生み出すための交配、飼料の研究などが専門的に行われている。工業製品などと異なり、製品を販売する側が独自に製品開発を進めることは少ないが、常に新しい製品や改良された製品が供給されるという体制は形成されている。但し、先述の通り主な開発は専門の研究所や企業によって行われることが大多数であるため、農家自身による製品開発という点からいえば、課題のあるところである。

(4) 多角化

農業に限らず、事業の多角化は知識や技術的問題、リスクの高さから、参入の障壁は非常に高いものであるが、特に農業においては、小規模な生

産者によって産業自体が形成されているため、集積された知識や技術は一部の限定された範囲に特化したものであり、規模も小さいことが、障壁となる。また、多角化するための新規の投資についても、もともとの事業規模が小さければ、新規事業に投資できる額も限られるため、農業における多角化の難しさとなっている。

プロダクト・ライフ・サイクルで考えられる、成熟や衰退とは次元の違う、長い歴史を持ち、かつ変化の少ない農業という産業においては、すでに事業の維持や成長のためにとるべき方向性は、限られている。また、農業という産業の不安定要素である、天候や作物の病気および家畜の伝染病などの問題や、生産コストが大きく違う国からの輸入増加という問題を含めて考えると、安定的な経営のために、大規模化・効率化によってコストダウンを図るか、多角化によって不安定かつ十分な収益を見込めない農業を支える柱を新たに構築するという選択肢が必要である。しかし、農業を事業の中心とした多角化を展開する場合、先述したようにもともとの経営資源・余剰資源において多角化を展開するに十分な備えを有しない場合が多い。このことは農家数や農家人口、生産農業所得（下部の表5に記載）から、農家の規模の小ささ、また農家の所得の低さからも窺える。多角化の課題は、小規模農家がこの不十分な資源という状態から、多角化に取り組み、事業として成り立たせることができるかという点であろう。

2. 非大規模農家の取り組みと課題

農家の数は年々減少し、一農家当たりの規模は拡大している。非大規模な農家において、一般的な農産物を生産する場合、生産効率の差による大規模農家とのコスト格差が大きく、非大規模農家には、収益性の低さによる離農者の増加や後継者の不在といった課題がある。例えば、畜産物の生

産から考えれば、表 1 のように農家数は減少しながらも、飼養頭羽数は変動がほぼない状態、または農家数の減少から考えれば減少幅が僅かという状況である。

作業の自動化などの導入などによって可能となった少人数であっても多くの頭羽数を飼養できるという環境の整備の影響もあるが、畜産業における近代化ということを考えた場合、昭和 36 年から農業近代化資金融通法が施行され、農業全体の機械化が進んできたことから、ここ 10 年といった短期間で急激な機械化が進んだということではなく、その点から 10 年という短期間での飼養戸数が大幅に減少しているということは、規模の拡大ができるようになったことによる影響とは言えない。小さな農家が廃業を選択し、事業を継続できている農家が規模の拡大を進めるという選択をしている結果である。このことは、非大規模農家の経営を考える上で、重要な問題である。農業は規模の拡大でしか存続できないのではない、生産だけで利益を得ることができない限り、生産以外に生産物を活用し、利益を

表 1 主な畜産の農家数と飼養頭羽数の変動

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 (概算)	平成 15～24 年の変動
乳 牛 用	飼養戸数 (戸)	29,800	28,800	27,700	26,600	25,400	24,400	23,100	21,900	21,100	20,100	67.4%
	飼養頭数 (千頭)	1,719	1,690	1,655	1,636	1,592	1,533	1,500	1,484	1,467	1,449	84.3%
肉 牛 用	飼養戸数 (戸)	98,100	93,900	89,600	85,600	82,300	80,400	77,300	74,400	69,600	65,200	66.5%
	飼養頭数 (千頭)	2,805	2,788	2,747	2,755	2,806	2,890	2,923	2,892	2,763	2,723	97.1%
豚	飼養戸数 (戸)	9,430	8,880	n/a	7,800	7,550	7,230	6,890	n/a	6,010	5,840	61.9%
	飼養頭数 (千頭)	9,725	9,724	n/a	9,620	9,759	9,745	9,899	n/a	9,768	9,735	100.1%
採 卵 鶏	飼養戸数 (戸)	4,340	4,090	n/a	3,600	3,460	3,300	3,110	n/a	2,930	2,810	64.7%
	飼養頭数 (千羽)	176,049	174,550	n/a	176,955	183,244	181,664	178,208	n/a	175,917	174,949	99.4%

資料：農水省「畜産統計」より作成

得る経営の多角化が小規模農家にも求められる。

では、非小規模農家が多角化によって、安定した収益を得、事業を存続させることができるのか、ここでは、非大規模農家が多角化の取り組みとして行っている直売所での販売と生産物の加工の現状について、考察する。

(1) 直売所での販売

農林水産省が行った平成 22 年度の調査では、直売所による販売を行っている農業経営体数は 12,126 ある。同年度の全農業経営体数が 1,679,084 であるから、直売所を設置する経営体は、全体の約 0.7% と極僅かな規模である。しかし、直売所数は増加傾向にあり、運営する経営体全体のおおよそ半数が、平成 11 年以降の設置であることから、今後の増加が見込まれる状況にある。直売所での販売を行う理由では、価格の低迷が全体の 34.1% と最も多い理由で、農産物の価格が低迷し、生産のみに集中した体制では、農業を続けることができないという現状がここでも表れている³⁾。

直売所は増加しており、それによって所得を増加させようという努力がみられるが、設置している経営体がまだまだ少数であることと、全体のうち 70.3% は季節的営業の直売所であり、安定した所得の収入につながる直売所経営というものは、なかなか進んでおらず、大規模に農業を展開していないことによる、取り扱い種類の少なさや、季節が限定される非加工の農産物という点が、現時点での課題である。

(2) 生産物の加工

農産物の加工に関する調査（平成 24 年度）では、加工を行う農業経営体

3) 農水省「農業・農村の 6 次産業化総合調査結果」

数は、総数で 27,110 あり、うち個人の農家が加工行方というところが 23,630 と全体の約 87% を占めている⁴⁾。経営体数については、同年度の調査がないため、平成 22 年時点の農業経営対数の 1,979,084⁵⁾という数を参考にすれば、農業全体の経営体における加工を行う経営体の割合は 1.37% 程度と考えられる。農業所得が低い現状においても、このような割合であり、経営の改善へ向けた取り組みとして加工という方法が選択されていないといえる。但し、兼業農家にとっては、別に安定した所得を得ている場合、リスクが高まる新しい分野の取り組みを敬遠することが多いと考えられるため、その割合⁶⁾を除外し考える必要があるが、専業農家の割合である 27.6% から、割合を算出したとしても、加工を行う経営体の割合は 5% ほどでしかない。さらに、直売所での販売と同様に、加工についても通年で営業を行っているところが、全体の 29.7% でしかないという点は、安定した所得を得るということを考える上で課題である。

収益性の低さを補うため、農業には付加価値を高めようとする努力が必要であるが、実際に収益向上につながる行動を行っている農家は、非常に僅かであるというのが現状である。基幹的農業従事者の平均年齢が 66.1 歳⁷⁾という平均年齢で一般的な定年年齢を超える年齢であることを考えれば、農業従事者の高齢化が農業経営の変化を阻害する要因のひとつとも考えられるが、いずれにせよ低収益性による離農や後継者の不在を改善するためには、経営の多角化に取り組む農家の増加が必要である。

4) 同上

5) 農水省「2010 年世界農林業センサス結果の概要」

6) 兼業農家のうち、主な所得を農業外で得ている第 2 種兼業農家の割合は、平成 22 年度で兼業農家全体の約 81% であった。

7) 農水省「2010 年世界農林業センサス結果の概要」

3. 六次産業化法と事業の認定について⁸⁾

(1) 六次産業化法について

六次産業化法は、農林水産業を営む者が生産物を用い加工・販売を含んだ経営の多角化・高度化を進め、農林水産業の振興と食糧自給率の向上を目的として制定されたもので、六次産業化という言葉は、農林水産省による定義では「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの」とされている。この六次産業化法の中では、先述の新たな価値という目標を達成すべく柱となる支援が二つ設けられており、その一つは、生産・加工・販売の六次産業の事業を行おうとする事業者と六次産業化の推進に寄与する研究およびその研究の成果を利用する事業活動に対する支援措置。もう一つは、地域経済に寄与する地産地消を推進する事業に対する支援措置である。これらの二つの支援を行うことにより、先述の目標を達成しようとするものである。

(2) 総合化事業の認定について

事業認定までの流れは、先ず認定を求める事業者が認定申請書と総合化事業計画を作成することから始まる。総合化事業計画に記載しなければならない項目には、「事業名」、「申請者の概要」、「経営の現状」、「総合化事業の目標」、「総合化事業の実施内容と実施計画」があり、それに加えて、最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の提出が必要となるが、

8) ここでは、以下の内容に最低限必要となる六次産業化法及び総合化事業の認定の内容を記載するととどめているため、その他の詳細は六次産業化法の本文を参照されたい。

この書類がない場合には、最近1年間の事業内容の概要を記した書類を提出することが求められている。（その他、施設の整備や農地への転用などの特例措置を申請する場合はそれぞれ追加で申請書の作成が必要である。）作成された総合化事業計画は提出後、事業が選定されると農林水産大臣の承認を経て認定されることになるのであるが、この事業の認定には、主な採択基準が設定されており、採択の目安となっている。以下、原文のまま記載する。

「共通事項」

- (1) 事業実施主体の最近3ヶ年の経営状況について、原則として3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。
- (2) 投資効率が（費用対効果）が1.0以上であること。
- (3) 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

「農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の基準」

本事業で扱う農林水産物（自ら生産する原材料）については、原則として農林漁業者団体が、おおむね50%以上（取扱量）生産を行っている又は生産を計画していること。

「農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組の基準」

- (1) 食品産業事業者が事業実施主体となる場合新商品の原材料となる連携農林水産物について仕入金額の50%以上を目標年度まで連携する農林漁業者等から調達すること。
- (2) 農林漁業者団体が事業実施主体となる場合新商品の原材料となる連携農林水産物について、連携する食品産業事業者の仕入金額の50%以上を目標年度までに供給すること。

農水省「6次産業化推進整備事業の概要」p.3

以上の基準を満たしていることが認定の条件となるが、特に問題となるのが、最上部にある、最近3ヶ年の経営で損益を出している事業者では、採択の基準を満たすことができないという点である。法律の前文に「農林水産価格の低迷等による所得の減少」、「農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産農林水産物の消費拡大が重要」と記載しているにもかかわらず、実際に行っている採択基準では、経営状況が悪化しているところには、支援が行われなくなっている。六次産業化法の目的は農林水産物の総合的な利用拡大によって産業の振興を図ることが目的であるため、農業経営の現状を鑑み、認定おける認定基準を設定する必要があると思われる。

4. 六次産業化総合化事業認定の現状と地域の特徴

六次産業化の総合化事業認定は、これまで平成23年度に3度、平成24年度に2度の補助支給事業の認定が行われ、全体で1083事業⁹⁾が対象となった。各認定時における総合化事業の認定件数は以下のようにになっている。

認定された件数については、各年度の予算額との関係があり、これ自体で総合化事業の進捗度合や農家の経営を改善する意識の度合いなどを計れるというものではないが、認定件数について都道府県別にその状況を見てみると、各地域に大きな差があることがわかる。

平成23年度第一回	251件
平成23年度第二回	159件
平成23年度第三回	299件
平成24年度第一回	230件
平成24年度第二回	144件

資料：農水省「認定事業計画一覧」より作成

9) 農水省「認定事業計画一覧」

表2 総合化事業認定件数の上位10件と下位10件

	認定件数	順位		認定件数	順位
北海道	75	1	東 京	5	45
長 野	50	2	島 根	5	45
滋 賀	46	3	山 口	5	45
和歌山	45	4	香 川	6.5	44
兵 庫	44	5	群 馬	10	41
宮 崎	39	6	佐 賀	10	41
岐 阜	38	7	大 分	10	41
福 岡	36	8	神奈川	11	39
沖 縄	36	8	福 井	11	39
愛 知	34	10	愛 媛	11.5	38

資料：農水省「認定事業計画一覧」より作成

まず、認定件数が多い地域と少ない地域にかなりの差があることが目につく。北海道では75件が認定されているところ、東京では5件とその差は15倍となっている。もちろん農業な盛んな地域とそうでない地域では差が出るのは自然である。農業の産出額で見ても、北海道は全国第一位の1兆137億円、東京は全国で最下位の272億円と、産出額の差がそのまま認定数の差に表れている。しかし、その差が約37倍あるということを考えれば、東京の認定件数が5件であったということは、少ない数ではなく、北海道の認定件数を基準にすれば、東京は農業の規模よりも認定件数が多かったとも見ることができる。農業の産出額との比較では各都道府県で差異があることは、特別取り上げることではないが、この差は農業の規模からすれば、多少の差があったとしても、認定数の全体を見た場合、産出額との関連性があるということが通常であると考えられる。しかし、その関連性から大きく外れた結果になった地域が多数ある状況で、農業産出額の全国順位を認定数の全国順位で引いたところ、順位が10番以上変わってしまうところが、47都道府県中21あった。また、表のように15以上差があるところも16と多く、これまでの認定における特徴として表れている。

表3 農業産出額と認定件数に差がある地域一覧

都道府県	農業産出額	順位	認定件数	順位	産出額と認定の差
群馬	2,213 億円	13	10	41	-28
新潟	2,756 億円	9	14	33	-24
千葉	4,009 億円	4	16	27	-23
栃木	2,659 億円	10	15	31	-21
埼玉	1,967 億円	17	12	36	-19
大分	1,331 億円	23	10	41	-18
佐賀	1,243 億円	26	10	41	-15
三重	1,096 億円	28	32	12	+16
兵庫	1,461 億円	21	44	5	+16
岐阜	1,130 億円	27	38	7	+20
京都	699 億円	37	25	17	+20
大阪	341 億円	46	18	24	+22
奈良	444 億円	45	24	19	+26
和歌山	1,013 億円	30	45	4	+26
沖縄	800 億円	34	36	8	+26
滋賀	589 億円	42	46	3	+39

資料：農水省「農業産出額及び生産農業所得」,「認定事業計画一覧」より作成

認定数以外での特徴では、認定された品目による差がある。これまで認定を受けた事業で扱われる農産品の品目は、農林水産省の統計によると、野菜が32.7%、果樹が19.0%、米が13.5%、畜産物が12.0%、豆類が4.4%、林産物が2.9%、茶と麦類が2.3%、そばが1.9%、花きが1.2%、その他が3.5%となっている。表では、この認定における農産品の品目の割合をそれぞれの産出額の割合からその差を見ている。

各農産品の産出額の割合から見た認定品目の割合で特徴として表れているのは、認定の割合が高かった二品目、野菜と果樹において産出額の割合よりも高い割合になっていること。また、産出額では31.4%もの割合であった畜産物が、認定では12.0%という低い割合になっていることと、水産物の割合が高くないことである。この割合の差については、主要因として考えられることは、加工の難しさと、既に専門の加工業者で加工の

表 4 種類別総合化事業認定の割合と産出額の割合

	認定の 割合	農業産出額（億円） 総数：81,214	産出額の割合 (参考数値を含まない)	産出額の割合 (参考数値を含む)
野 菜	32.7%	22,485	27.7%	22.4%
果 樹	19.0%	7,497	9.2%	7.5%
米	13.5%	15,517	19.1%	15.5%
畜産物	12.0%	25,525	31.4%	25.5%
豆 類	4.4%	619	0.8%	0.6%
水産物	4.0%	14,826（参考）	—	14.8%
その他	3.5%	4,511	5.6%	4.5%
林産物	2.9%	4,216（参考）	—	4.2%
茶	2.3%	1,079	1.3%	1.1%
麦 類	2.3%	469	0.6%	0.5%
そ ば	1.9%	n/a（その他に含める）	—	—
花 き	1.2%	3,512	4.3%	3.5%

資料：農水省「農業産出額及び生産農業所得」,「漁業生産額」,「林業産出額」,「茶をめぐる情勢」より作成

体制が出来上がっているという点である。また、野菜や果樹など加工品を作る場合に比べて、畜産物の加工品を作る場合は、衛生管理において高い基準があり、加工を始める際の障壁が高いことがあげられる。例えば、認定事業一覧で散見される果樹を利用したジャムを製造する事業では、営業許可を必要とせず、届け出で営業を開始することができる。それに比べて、食品衛生法で営業許可が義務付けられている 34 種類の業種では、高い衛生管理基準を満たさなければ営業許可を与えられない（食品衛生法）。また、基準を満たすために高額な機材等も揃えなければならない場合も多く、一から農家が農産物の加工を始めるには資金・技術・衛生管理で難しいという問題がある。

その他、認定された品目においては、各地域の特産品に関連したものが多くみられ、六次産業化法の目的であり、六次産業法の法律名にもある「地域資源」の利用が積極的に行われており、各都道府県は地元でブランド化されたもの、その地域の特徴である農産物の加工・販売が促進されている。

5. 統計からみた近畿地方の認定事業数

前述の特徴では、各都道府県単位で地域による差と認定された事業で扱われる農産物が規模とどれ程差があるかを挙げ、違いについて述べたが、都道府県単位での違いだけではなく、地域単位で大きな差があることが、農業産出額と認定数を地域単位で見た場合に現れてくる。

近畿地方は全体の農業産出額を見ても4548億円と、規模が大きい。また、地域を各都道府県数で割った数値では、近畿地方は757億円で、どの地域よりも低い数値となっている。近畿地方各府県の農業産出額では、

表5 各都道府県の農業統計と認定数

() は1都道府県当たりの数値

	農業経営 体数	人口 (千人)	農家数	専業農家	農家人口 (千人)	農業 産出額 (億円)	農業生 産所得 (億円)	総合化 事業 認定数
北海道	2,251	5,506	44,050	26,693	173	10,137	3,507	75
東 北	6,356 (1,059)	9,335 (1,555)	304,975 (50,829)	63,046 (10,507)	1,300 (216)	12,570 (2,095)	4,303 (717)	144 (24)
関 東	2,886 (412)	42,604 (6,086)	271,282 (38,754)	70,725 (10,103)	1,122 (160)	13,026 (2,289)	5,276 (753)	96 (13.7)
北 陸	3,563 (890)	5,443 (1,360)	124,884 (31,221)	19,139 (4,748)	536 (134)	4,442 (1,110)	1,759 (439)	52 (13)
甲 信	1,416 (708)	3,015 (1,507)	82,119 (41,059)	23,858 (11,929)	311 (155)	3,060 (1,530)	961 (480)	66 (33)
東 海	2,258 (564)	15,112 (3,778)	151,878 (37,969)	31,795 (7,948)	650 (162)	7,301 (1,825)	2,330 (582)	125 (31.25)
近 畿	2,516 (419)	20,903 (3,483)	151,535 (25,255)	35,331 (5,888)	604 (100)	4,547 (757)	1,501 (250)	202 (33.66)
中 国	2,474 (494)	7,563 (1,512)	150,748 (30,149)	42,218 (8,443)	548 (109)	4,333 (866)	1,429 (285)	65 (13)
四 国	1,028 (270)	3,976 (994)	96,713 (24,178)	35,879 (8,969)	348 (87)	4,017 (1,004)	1,255 (313)	51 (12.75)
九 州	5,908 (844)	13,204 (1,886)	237,899 (33,985)	95,149 (13,592)	866 (123)	16,228 (2,318)	4,901 (700)	171 (24.42)
沖 縄	298	1,393	15,123	7,594	45	800	375	36

資料：総務省「人口統計」、農水省「農業産出額及び生産農業所得」、「認定事業計画一覧」より作成

表6 近畿地方の農業産出額と認定件数

	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
農業産出額（億円）	589	699	341	1,461	444	1,013
農業産出額の順位	42	37	46	21	45	30
認定件数	46	25	18	44	24	45
認定件数の順位	3	17	24	5	19	4

資料：農水省「農業産出額及び生産農業所得」，「認定事業計画一覧」より作成

兵庫県が近畿内で最も産出額が多くなっているが、全国的に見れば中間にあたる数値である。それに続くのが和歌山県で、以下京都府、滋賀県、奈良県、大阪府は全国平均からは大きく下回っている。

近畿地方の各府県は、全国的に見て農業が盛んな地域ではなく、特に滋賀、奈良、大阪の3府県では、産出額の低さが目立っており、規模だけで考えれば、六次産業化ということを考えた場合に、近畿地方の農業に過度な期待はできないと思えるものとなっている。しかし、六次産業の総合化事業認定の状況を見てみると、産出額から見た農業の状況とは一変する。滋賀県の46事業の認定数をはじめとして、和歌山県が45事業、兵庫県が44事業と全国的に見ても非常に多くの認定を受けており、近畿地方の中で最も少ない認定件数の大阪府においても全国の平均に近い状況で、近畿地方全体がこの六次産業化に向けて、非常に積極的に取り組まれている地域であることが見て取れる。

表5から認定数が多い地域と少ない地域で差が多きことがわかるが、なぜ、地域によって認定されている事業の数に差が生まれているのか。このことを考えるために、兼業農家の比率、米の生産と補助金、加工が容易な農産物の生産割合の三点の各要因を検討材料とし、差が発生している原因について考察する。

(1) 兼業農家の比率による地域の差

農業が他の産業と比べて非常に異なっている点である、行っている事業

が主たる仕事ではない、または、農業以外に収入を得る仕事を有している割合が高いということは、さまざまな特徴を考えるうえで考慮しなければならないところである。六次産業化にあつては、農業による所得が低いことを考えれば、農業を専業とするものが多ければ多いほど、所得を増加させるために事業の改善を図る必要があり、兼業農家のように農業以外で所得を得ている農家に比べ、取り組みへの関心が高いと推察できる。他方、兼業農家では、六次産業化への取り組みを考えた場合、兼業としている業種にもよるが、さらなる負担とリスクを考慮すれば、農業を専業とする農家に比べ六次産業化への障壁は高いと言える。

表7は、各地域における専業農家が占める割合である。専業農家が多いのは、北海道と沖縄で半数を超える高い割合である。そして九州、四国地方がその他の地方に比べ、若干高い割合で、残りの地域では、農業を専業とするものが全体の三割に満たないという低い割合となっている。他の年と比較しない状況では、非常に低い数値のみが目立つところであるが、10年程度の長い期間で見た場合には、農家全体の数は大幅に減少しているものの、専業農家の割合としては、若干の上昇を見せているというのが近年の状況である。

専業農家の割合は、各地域の一次産業の規模と関連性が高く、一次産業の割合が高い地域では専業農家が多く、割合の低い地域では専業のかが少ないという関連性があることが表7、8を見ればわかる。専業農家の多い地域は農業の規模も大きく、活発に生産が行われていることがうかがわれるのであるが、この関連性が六次産業化に当てはまるかを見ると、表5の総合化事業認定件数からわかるように、北海道、沖縄、北陸地方では関連

表7 各地域の農家人口における専業農家が占める割合

北海道	東北	関東	北陸	甲信	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
60.6%	20.7%	26.1%	15.3%	29.1%	20.9%	23.3%	28.0%	37.1%	40.0%	50.2%

資料：農水省「都道府県別農家数と農家人口」より作成

表 8 各地域の GDP と一次産業が占める割合

	北海道	東北	関東	北陸	甲信	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
総 GDP (10 億円)	18,360	32,304	187,826	20,979	11,155	64,803	79,702	28,829	13,161	44,202	3,697
一次産業 (10 億円)	683	902	1,006	333	217	563	329	319	322	1,006	65
一次産業割合	3.7%	2.8%	0.5%	1.6%	1.9%	0.9%	0.4%	1.1%	2.4%	2.3%	1.8%

資料：内閣府「各都道府県の産業別 GDP」より作成

性が高い結果がみられるものの、その他の地域では、関連性があるといえる結果にはなっていない。特に、近畿地方では地域の中では、最も低い一次産業の規模で専業農家が少ない地域にもかかわらず、六次産業化への取り組みは、活発に行われており、兼業農家の割合というものが必ずしも地域における差を生み出しているものではない。

(2) 米の生産および補助金による地域の差

日本の主食であり、日本の農業全体の約 22% と大きな規模である米の生産は、日本において特別な存在であり、その特別な存在を 1 kg あたり 402 円¹⁰⁾ の非常に高い関税によって安い外国産米から保護されていることの影響を考えるために、米の生産が農業の中心となっている地域である、北陸地方から米の生産による影響を考える。

北陸地方は、表 9 のように、北陸の農業全体の 61.1% の割合と他の地域と比べると非常に高い割合となっている。北陸地方の特徴となっているのは、前項で取り上げた専業農家の割合が高いこと、そして地域の農業の中心が米の生産であるという点である。

減反政策や高い輸入関税の存在により、一部の生産者を除き、競争とは遠い存在である米の生産は、積極的な所得向上への取り組みとも遠い存在

10) 財務省実行関税率表（2013 年 1 月版）に記載されている関税額。

表9 地域における耕種、畜産、野菜、果実、米の各産出額と生産割合*

	耕種 (億円)	割合	畜産 (億円)	割合	野菜 (億円)	割合	果実 (億円)	割合	米の生産 (億円)	割合
北海道	4,914	48.5%	5,223	51.5%	1,903	18.8%	48	0.5%	1,291	12.7%
東 北	8,863 (1,477)	70.5%	3,698 (616)	29.4%	2,120 (353)	16.9%	1,664 (277)	13.2%	4,494 (749)	35.8%
関 東	11,624 (1,660)	89.2%	4,328 (618)	33.2%	6,271 (895)	48.1%	683 (97)	5.2%	3,082 (440)	23.7%
北 陸	3,706 (926)	83.4%	724 (181)	16.3%	619 (154)	13.9%	139 (34)	3.1%	2,713 (678)	61.1%
甲 信	2,667 (1,333)	87.2%	352 (176)	11.5%	867 (433)	28.3%	973 (486)	31.8%	560 (280)	18.3%
東 海	5,213 (1,303)	71.4%	1,916 (479)	26.2%	2,103 (525)	28.8%	596 (149)	8.2%	1,097 (274)	15.0%
近 畿	3,623 (603)	79.7%	865 (144)	19.0%	1,150 (191)	25.3%	805 (134)	17.7%	1,278 (213)	28.1%
中 国	2,857 (571)	65.9%	1,472 (294)	34.0%	778 (155)	18.0%	475 (95)	11.0%	1,357 (271)	31.3%
四 国	3,084 (771)	76.8%	931 (232)	23.2%	1,308 (327)	32.6%	774 (193)	19.3%	578 (144)	14.4%
九 州	9,613 (1,373)	59.2%	6,428 (918)	39.6%	4,104 (586)	25.3%	1,279 (182)	7.9%	2,082 (297)	12.8%
沖 縄	431	53.9%	370	46.3%	120	15.0%	54	6.8%	6	0.8%

資料：農水省「農業産出額及び生産農業所得」より作成

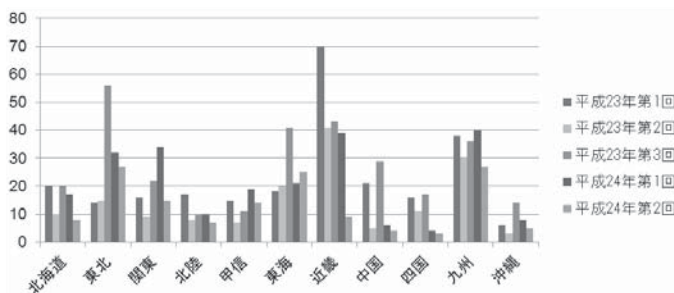
*耕種の割合は、野菜及び米の生産も含んだ数値である。

である。また、米は生産・収穫の時期が限定的であるため、兼業農家によって生産されることが多く、北陸地域では低い専業農家の割合になっているのがわかる。このことは、米の生産が盛んである北陸地域が総合化事業の件数でも低い結果になっていること要因のひとつであると言える。その他の地域を見ると、このような関連性がうかがえる地域は、米の生産の割合が低く認定件数が多いという結果になっている沖縄や北海道などでことであるが、この要因についても米の生産の割合が低いとは言えない近畿地方で認定件数が多いこと、近畿地方と同じ程度の米の生産の割合である地域との認定件数の差について米の生産が関連しているとは言えないことなど、米の生産が認定数に影響する要因と言える結果ではない。

(3) 加工が容易な農産品の生産割合による地域の差

農産品の加工については、これまでも述べているところであるが、農家が加工品を生産することには加工における困難さというものがある。加工という別の事業に参入するということのハードルもあるが、生産する農産品または扱う農産品の種類によって、加工の複雑さと衛生管理の困難さによる違いが問題となってくる。例えば、スーパーマーケット等で販売されているレタスやキャベツなどの野菜を洗浄（殺菌）、カットして袋詰めされたカット野菜と呼ばれる商品、豚肉などの肉を挽肉にして食塩などを加え熟成し、調味料などを加えヒツジなどの腸に詰め、熱処理されるソーセージ、どちらも同じ農産品を利用し製造される食品であるが、必要な施設、衛生管理の難しさ、行う工程の数、必要な申請など、その違いは大きく、生産している農産物によっては、六次産業化を進めようとする場合にも大きな問題となってくる可能性は高い。特に畜産関連の商品では、加工が難しいものが多く、畜産物の生産割合が高い地域が六次産業化に取り組むには障壁となることが考えられる。甲信や近畿は、畜産が盛んではなく、野菜や果実の生産が高い地域であり、どちらも認定件数が多い。この二つの地域で考えれば、六次産業化に生産物の違いによる差が表れているとも言えるが、北海道や沖縄地方が、畜産の割合が高い地域でありながら、六次産業化の取り組みが積極的に行われている地域であることから、生産物の違いが認定件数の差につながっているとは言えない結果である。

近畿地方は、他の地域に比べて小規模な専業農家が多く、平均的に農家の所得が低いというのが統計から見えてくる状況であるが、このことが言えるのは近畿地方に限らず、認定件数の少なかった中国地方や四国地方にも当てはまることである。米の生産割合による影響についても、北陸ではその影響を強くうかがえる結果となっている以外では、強い影響を与えている要因とは言えなかった。考慮した3つの要因からは、加工に影響する農産品の割合による影響が最も強いものとして表れていたが、この影響に



資料：農水省「認定事業計画一覧」より作成

図1 地方ごとの各認定時期の認定件数

よって差が生まれたといえるような内容ではなかった。以上のように、各地域の生産状況、所得状況及び事業の認定の状況における差異から見ても、認定数に大きな差があることを説明するだけのものとは言えない。

ただし、ここまでで述べている特徴については、二年間で計五回行われた総合事業の認定件数から見たものであり、現状では各地域で大きな開きが出ている結果になっているが、長期にわたって状況を見る必要がある。このことは図1の各認定時期の件数が時期ごとに大きく変動する地域が多いことから、今後の変動によってはこれまでの結果を大きく変える状況になることも予見できるためである。

6. お わ り に：農家の企業家精神

ここまでに見てきた、非大規模農家による多角化への取り組みは、全体からすれば、僅かな割合でしかなく、多くの農家が現状で利益を得られないというビジネスモデルの中で、変化に対して積極的な姿勢を見せる農家が少ないという問題がある。そして、先述した地域における認定件数の差ということでは、地域特性などによる要因によって生じた差とは言えない状況であった。このように、変化しなければならない状況で多くが現状の

ままであること、各地域で表れている取り組みの差が地域特性など具体的なものに起因していない可能性が高いということを考えれば、各地域における農業経営に対する危機感による違いが大きいと言える。これは経営者としての意識の問題である。多くの農産物は相場制度によって取引されており、農業に携わる者は、生産者であるという意識が強すぎた。そのような意識であるからこそ、その意識に変革をもたらしものとして期待される六次産業化法による支援がどのように農家の経営意識に作用するか注視しなければならない。2年間という短期間のデータと、傾向を見るには短い期間であるが、その中でも規模や種類、また専業と兼業による影響ではない部分によって、六次産業化の取り組み件数の違いがみられることは大きい。

農家には、意識の変革が求められている。このことは農業における企業家精神の必要性の高まりであると言える。「企業家とは、変化を探し、変化に対応し、変化を機会として利用する者である。」¹¹⁾ ドラッカーが企業家とは、ということについて述べているものであるが、農業においては、今まさに変化に対応し、機会として利用する六次産業への取り組みが必要である。しかしながら、経営を多角的に展開するには様々なリスクに対応できなければならず、六次産業化法という支援の存在があっても、行動に移ることができる農家はほんの一握りである。

「イノベーションが当然の道であり、イノベーションによってこそ利益が期待される分野、すなわちイノベーションの機会が存在している分野において、単なる資源利用の最適化をはかることほど、リスクの大きなことはない。したがってこの場合、企業家精神こそ、最もリスクの少ない道とってよいのである。」¹²⁾ ドラッカーは企業家精神とリスクについてこの

11) ドラッカー (1985), P.41

12) 同上, P.44

ように述べている。農家による多角化の取り組みは、一般企業の多角化に比べ、資源が乏しく展開が難しく、農産品の加工水準も専門業者と同等の水準になることも経験が乏しい事業者には、非常に困難でリスクの高い。しかし、高い品質の農産品や地域の特徴を持つ差別化という付加価値は、生産、加工し、自ら販売するという六次産業において、十分に価値を発揮する資源となり得る存在であり、特に非大規模の農家において価値を向上させる活動を自主的に行っていく精神が強く求められる。

主な参考文献

- H. イゴール・アンゾフ著、中村元一監訳『アンゾフ戦略経営論 [新訳]』中央経済社、2007 年
- P.F. ドラッカー著、小林宏治監訳『イノベーションと企業家精神』ダイヤモンド社、1985 年
- 農林水産省『食料・農業・農村白書（平成 24 年版）』農林統計協会、2012 年
- 中小企業庁『中小企業白書（2011 年版）』日経印刷、2011 年

参考資料

- 総務省「人口統計」
- 内閣府「各都道府県の産業別 GDP」
- 農林水産省統計情報
- 「漁業生産額」, 「生産林業所得統計報告書」, 「世界農林業センサス結果の概要」, 「茶をめぐる事情」, 「都道府県別主要家畜・鶏の飼養戸数, 飼養頭羽数と生乳・鶏卵生産量（畜産統計）」, 「都道府県別農家数と農家人口」, 「農業産出額及び生産農業所得」, 「農業・農村の 6 次産業化総合調査結果」, 「農家数と農家人口」
- 農林水産省六次産業関連資料
- 「認定事業計画の累計概要」, 「認定事業計画一覧」, 「6 次産業化推進整備事業の概要」